

奥出雲町の魅力が伝わる
未来に向けてのまちのブランドメッセージ



奥出雲町ブランドメッセージ・ロゴマーク使用ガイドブック

令和6年4月

大切なものほど、奥にある。

奥出雲町

子どもの頃、
大切なものは、引き出しの一番奥にしまったた。
隠してるんじゃないくて、
そこにあるのが安心するから。

このまちに、受け継がれる物語や伝統も、
支え合って暮らす、まちの人々の思いも、
美しい風景や、鳥の声も。

大切なものは、やっぱり奥にある。

奥出雲町では、ブランドメッセージプロジェクト「奥出雲の魅力が伝わる未来に向けてのブランドメッセージをみんなで作ろう！！」として、令和5年12月からおくいずも未来会議メンバーと町民の皆さんが奥出雲町の「いいね！」と感じるところを出し合い、まちの魅力を再発見し、奥出雲町の魅力が伝わる未来に向けてのまちのブランドメッセージをつくりました。

※「ブランドメッセージ」とは、
企業や自治体などの魅力や考え方を反映した言葉。数ある魅力を一言で表現し、将来的にどうありたいかという方向性を含んだ言葉。



奥出雲町

コンセプト

- ブランドメッセージの「大切なものほど、奥にある。」を表しています。
- 「奥」はみんなの笑顔を表しています。
- 「奥」の中の「米」は、奥出雲町が誇るブランド米「仁多米」を表しています。
- 赤色は、奥出雲町で今もなお世界で唯一操業が行われている「たたら製鉄」の炎と奥出雲町の情熱を表しています。
- 「奥」からでる放射状の線は、新しい未来への広がりとわくわく感を表しています。

ロゴマークの使用例

ブランドメッセージ・ロゴマークは「もっと奥出雲町の良さを発信していきたい」「奥出雲町の魅力をみんなに知ってほしい」「奥出雲町が大好き」と思うすべての方に使っていただけます。イベントのチラシ、名刺、オリジナルグッズなどなど。皆さんのアイディア次第で自由に形を変えて使用してください。

<ロゴマークの使用例>

イベントチラシ、ポスター、のぼり、Tシャツ、ポロシャツ、名刺、ステッカー、企業ロゴ、包装紙、各種案内文書、会社案内、学校案内、オリジナルグッズ、タオル、てぬぐい、紙袋、バッジ、バックパネル、SNS背景、Zoom背景 など

使用条件

- 使用料 無料
- 使用期限 なし
- 遵守事項
 - ・ 奥出雲町が提供するデータを使用してください。(ホームページからダウンロードできません。)
※インターネットからダウンロードできない方は、奥出雲町政策企画課までご連絡ください。
 - ・ 縦・横比は、変更しないでください。
 - ・ 文字等を削除しないでください。
 - ・ 他の文字を入れないでください。
 - ・ マークのバランスを崩さないでください。
 - ・ 本使用ガイドに定められた方法で使用してください。
 - ・ 商標、意匠の出願はできません。

ロゴマークの種類

使用できるロゴマークは全9種類です。(形式:PNG)

●メイン



●ぐらで



●みどり



●ごーると



●あお



●しろ



●奥のみ



●たて



奥出雲町

●OKUIZUMOなし



奥出雲町

使用するための手続き

ブランドメッセージ・ロゴマークは取り組みの趣旨に賛同いただける方、「奥出雲町の魅力をもっと発信したい」という方であれば誰でも使うことができます。個人・法人・その他団体を問いません。

【使用フリー】 商用以外は、自由に使用してください。

使用者	使用例
個人の方	名刺、SNS、ホームページでの使用、年賀状、Tシャツ、ポロシャツなど
自治会、常会、班	回覧板、ポスター、チラシ、会報など
任意団体、サークル等	ポスター、チラシ、ホームページ、SNS、オリジナルグッズ(無料配布)など
学校	ポスター、チラシ、ホームページ、冊子など

【要申請】 商用で使用する場合は、事前申請が必要です。

使用者	使用例
企業、団体、商店	SNS、チラシ、包装紙、ラベル、オリジナル商品(文房具、タオル、食品など)

●申請の流れ

- Googleフォームに必要事項を記入し申請してください。
<https://forms.gle/iDnDLAKCfjnMJjJ57>
- 申請時に使用見本(イメージ)を添付いただくか、完成後、使用状況がわかる画像を送ってください。
- 内容を確認後、使用承諾を通知します。

使用の制限

以下の場合、ロゴマーク をご使用いただけませんのでご注意ください。

- 本使用ガイドに反する場合。
- 法令及び公序良俗に反する場合。
- 思想、宗教活動に使用する場合。
- 選挙運動に使用する場合。
- 不当な利益を得るために使用する場合。
- 商標、意匠として独占的に使用する場合。
- 暴力団またはその利益となる活動を行っているものの利益になる場合。
- 奥出雲町の品位を傷つける場合。
- その他、町長が不相当と認める場合。

<留意事項>

- ロゴマークに関する権利は、奥出雲町に帰属します。
- 承認を受けた権利を転貸しないでください。
- ロゴマークは特定の個人や団体の支援、公認を行うものではありません。
- ロゴマークの利用によって生じた問題、トラブル、損失の補償について、奥出雲町は一切関与しません。

《お問合せ》

ブランドメッセージ・ロゴマークの使用方法など、下記までお問い合わせください。

奥出雲町政策企画課まちづくり係 電話:0854-54-2514 FAX:0854-54-1229
メール:kikaku@town.okuizumo.shimane.jp